

福島国際研究教育機構の
助成等業務に係る実施計画
(助成等業務実施計画)

認 可：令和8年3月31日

福島国際研究教育機構

目 次

I. 序文	1
II. 助成等業務の目標	1
III. 令和 8 年度における助成等業務の具体的な事項.....	1
1. 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成	1
2. 協議会の運営及び当該協議会の構成員との連絡調整	1
(1) 協議会等の運営.....	1
(2) 協議会等の構成員との連絡調整	1
3. 原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線 に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動.....	2
(1) 福島総合環境情報サイト（根拠情報 Q & A サイト）による情報発信事業.....	2

I. 序文

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 117 条の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 1 年間における助成等業務（同法第 110 条第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。）に係る実施計画を、次のとおり定める。

II. 助成等業務の目標

助成等業務を実施するにあたり、機構が福島県内の既存施設等の取組に横串を刺す調整機能を持つ司令塔として、福島の創造的復興の中核的役割を果たしていく中で、研究開発成果の最大化にとどまらず、「福島の復興・再生」や「新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進」を目指す。

III. 令和 8 年度における助成等業務の具体的な事項

令和 8 年度における助成等業務の具体的な事項は、次のとおりとする。

1. 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成

令和 8 年度において該当する事業はないものの、早期に助成業務を実施できるよう、当該業務を行う場合の要件設定等について、引き続き検討を進める。

2. 協議会の運営及び当該協議会の構成員との連絡調整

機構は、福島復興再生特別措置法第 109 条及び新産業創出等研究開発基本計画（令和 4 年 8 月 26 日内閣総理大臣決定）に基づき、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発や産業化、人材育成、助成業務、新産業創出等研究開発基本計画の進捗状況の把握等の実施に係る協議等を行うために組織された新産業創出等研究開発協議会（以下「協議会」という。）について、令和 8 年度において、次の業務に取り組む。

（1）協議会等の運営

機構は、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、福島県内の既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限発揮することができるよう、事務局として、協議会及び協議会に設置されたワーキンググループ（以下「協議会等」という。）を運営する。

令和 8 年度においては、協議会等を 2 回程度開催する。

なお、機構は、協議会等における協議を通じて、機構設置の効果が広域的に波及するよう取り組む。

（2）協議会等の構成員との連絡調整

機構は、協議会等の事務局として、構成員等との連絡調整を行う。

3. 原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動

機構は、研究開発に関するデータの収集・分析・提供の取組と併せ、原子力災害に関するデータや知見の集積に取り組み、風評被害の解消に向け、科学的知見に基づく継続的な情報発信を行う。令和8年度においては、次の事業を行う。

(1) 福島総合環境情報サイト（根拠情報Q & Aサイト）による情報発信事業

地域の生活環境に対する理解の促進や安全・安心感の醸成等に貢献するため、放射性物質の環境動態等に関する知見を整理した福島総合環境情報サイト（根拠情報Q & Aサイト）について、コンテンツの拡充を効率的・効果的に進める。